

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会が開設する長泉町在宅福祉総合センターいずみの郷ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員その他の従業者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護の状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長泉町在宅福祉総合センターいずみの郷ホームヘルプサービス事業所
- (2) 所在地 静岡県駿東郡長泉町下土狩971番地（長泉町在宅福祉総合センター1階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに対する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 5人以上
従事者は訪問介護の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1人
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間
午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日
月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日は除く。
- (4) サービス提供時間
午前7時から午後9時までとする。

(指定訪問介護の内容及び利用料金等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理サービスであるときは、その1割もしくは2割か3割の額とする。

(1) 身体介護

排泄介助、体位変換、部位清拭、食事介助、全身入浴介助

(2) 生活援助

掃除、洗濯、調理、買物

(3) その他生活に関する相談及び助言、その他要介護者等に必要な日常生活上の世話
(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長泉町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための訪問介護員等に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを静岡県に通報するものとする。

(苦情処理・ハラスメント処理)

第10条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い変更するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、指針の整備、必要な研修及び訓練を定期的実施していくものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。やむを得ず身体拘束を行

う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

(その他の運営についての重要事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者は、訪問介護員等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長泉町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。